

## 4. 一般社団法人 札幌青年会議所 運営規程

### 第 1 章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人札幌青年会議所（以下「本会議所」という。）定款（以下「定款」という。）第48条に基づき、本会議所の円滑な運営と総意の結集を容易ならしめる目的で規定する。

(規程の変更)

第2条 この規程の変更は、理事会の決議によって行い、総会に報告する。

(運営の原則)

第3条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

### 第 2 章 役員の職務

(理事長)

第4条 理事長は定款に定められた職務のほかに、次の各号の職務を行う。

- (1) 本会議所を代表して、対外的な会議、会合、式典等に出席する。
- (2) 本会議所を代表して、関係諸団体の来訪者に対する折衝及び対応を行う。
- (3) 副理事長、専務理事の職務範囲を特定し、その権限を定める。
- (4) 常任理事、理事の職務範囲を特定し、その権限を定める。
- (5) 議長、委員長の職務範囲を特定し、その権限を定める。
- (6) その他、当該年度の本会議所の運営原則を策定する。

(副理事長)

第5条 副理事長は定款に定められた職務のほかに、第4条1項(3)号に基づき、職務を分掌する。

(専務理事)

第6条 専務理事は定款に定められた職務のほかに、次の各号の職務を行う。

- (1) 本会議所の事務局及び会計の管理並びに財産の保管を行う。
- (2) 第4条1項(3)号に基づき、職務を分掌する。

(常任理事、理事)

第7条 常任理事及び理事は定款に定められた職務のほかに、第4条1項(4)号に基づき、職務を分掌する。

(監事)

第8条 監事は定款に定められた職務のほかに、本会議所の予算、事業等、総会又は理事会において承認された事項が定款に基づき正確に行われているかを監査し、誤りがあればただちに理事会に報告しなければならない。

### 第 3 章 総会

(議長の選任)

第9条 総会の議長は、定款第17条に基づき、理事長若しくは正会員のうち理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数の確認)

第10条 議長は、総会の開会后直ちに定足数の確認をし、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席していることをもって、総会の成立を宣言する。

- 2 総会の開始時刻より相当の時間を経ても、なお定足数に達しない場合には、議長は開始時刻の遅延又は流会を宣告することができる。
- 3 総会中に定足数を欠く恐れがある場合には、議長は休憩又は流会を宣告することができる。

(議事)

第11条 総会は議長が進行し、審議議案等の上程は、議長に指名された正会員が行う。

- 2 発言しようとする者は挙手をして、議長の許可を得て発言しなければならない。
- 3 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 4 議長は、発言が本会議所の品位を傷つけ、又は議事を妨害する恐れがあると認められた場合には、発言者に注意し、発言者が注意に従わない場合には、発言を禁止することができる。

- 5 議長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
- 6 動議は、総会において、動議提出者のほかに1名以上の議決権を有する正会員の賛成指示がなければ提出することはできない。

(理事の説明義務)

第12条 理事は、総会において、正会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その他説明をすることにより正会員共同の利益を著しく害する場合、その他下記の各号に該当する場合には、この限りではない。

- (1) 当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合
- (2) 説明をすることにより正会員共同の利益を著しく害する場合
- (3) 正会員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合
- (4) 正会員が説明を求めた事項について説明をすることにより当会議所その他の者(当該正会員を除く)の権利を侵害することとなる場合
- (5) 正会員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
- (6) 前各号に定めるほか、正会員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(決議)

第13条 議長は決議をするときはその旨を告げる。

- 2 議長が決議を宣言した後は議場を封鎖し、一切の入退室を禁止する。
- 3 議事の途中で入退室があった場合、議長は、議場を封鎖した後、議事定足数を確認する。
- 4 決議は次の方法により、最も相応しい方法をもって行う。
  - (1) 拍手
  - (2) 挙手
  - (3) 起立
  - (4) 記名投票
  - (5) 無記名投票
- 5 決議は、賛成をとり、次に反対をとり、最後に棄権をとる。
- 6 決議は、定款第19条第2項に規定されているものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合には議長が決する。

## 第 4 章 理事会、三役会及び常任理事会

### (理事会の審議事項)

第 14 条 理事会は定款第 31 条に規定されたほか、各委員会の事業、予算並びに会員の資格の審査決定、その他本会議所の重要議案の決定にあたり責任をもってこれを審議し、本会議所の運営にあたる。

### (理事会の議長の選任)

第 15 条 理事会の議長は定款第 34 条に従い、理事長がこれにあたる。

- 2 前項の規定に関わらず、理事長が決議について特別な利害関係を有するときは、副理事長がこれにあたる。

### (理事会の定足数の確認)

第 16 条 議長は、理事会の開会后直ちに定足数の確認をし、総理事の 3 分の 2 以上にあたる理事が出席していることをもって、理事会が成立する。

- 2 理事会の開始時刻より相当の時間を経ても、なお定足数に達しない場合には、議長は開始時刻の遅延又は流会を宣告することができる。
- 3 理事会中に定足数を欠く恐れがある場合には、議長は休憩又は流会を宣告することができる。

### (理事会の議事)

第 17 条 理事会は議長が進行する。

- 2 発言しようとする者は挙手をして、議長の許可を得て発言しなければならない。
- 3 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 4 議長は、発言が本会議所の品位を傷つけ、又は議事を妨害する恐れがあると認められた場合には、発言者に注意し、発言者が注意に従わない場合には、発言を禁止することができる。
- 5 議長は、その命令に従わない者その他理事会の秩序を乱す者を退場させることができる。
- 6 動議は、理事会において、動議提出者のほかに 1 名以上の議決権を有する理事の賛成指示がなければ提出することはできない。

### (理事会の決議)

第 18 条 理事会の決議は審議議案上程時に行う。

- 2 議長は、決議をするときは、その旨を告げる。
- 3 議長が決議を宣言した後は議場を封鎖し、一切の入退室を禁止する。
- 4 議事の途中で入退室があった場合、議長は、議場を封鎖した後、議事定足数を確認する。
- 5 決議は次の方法により、最も相応しい方法をもって行う。
  - (1) 拍手
  - (2) 挙手
  - (3) 起立
  - (4) 記名投票
  - (5) 無記名投票
- 6 決議は、賛成をとり、次に反対をとり、最後に棄権をとる。
- 7 決議は、定款第35条第2項に規定されているものを除き、出席した理事の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合には議長が決する。

#### (三役会及び常任理事会の設置)

第19条 理事会の円滑な運営をはかるため、この規程に基づき、三役会及び常任理事会を設けることができる。

- 2 三役会は次の各号に定める事項を協議する。
  - (1) 理事会及び常任理事会に提出すべき議案
  - (2) 総会、理事会の決議事項以外の事項で本会議所の運営にあたり重要な事項
  - (3) 理事会からの委任事項
- 3 常任理事会は次の各号に定める事項を協議する。
  - (1) 理事会に提出すべき議案
  - (2) 総会、理事会の決議事項以外の事項で本会議所の運営にあたり重要な事項
  - (3) 理事会からの委任事項

#### (三役会及び常任理事会の構成等)

第20条 三役会は理事長、副理事長、専務理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。
- 3 三役会及び常任理事会は理事長がこれを招集し、理事長が議長となる。
- 4 三役会及び常任理事会の定足数は構成員の3分の2とする。
- 5 三役会及び常任理事会で採決をとる必要がある場合には、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。6 直前理事長、監事、顧問及びその他理事長が許可した正会員は、三役会及び常任理事会に出席し意見を述べるることができる。ただし採決における議決権を有しない。

## 第 5 章 例 会

(例会への出席義務)

第 2 1 条 正会員は例会に出席する義務を負う。

(特別負担金の徴収)

第 2 2 条 例会に欠席した場合は、下記のとおり特別負担金（ニコニコ金）を徴収する。

欠席 1 回につき 500 円 年 2 回会費と同時に徴収する。

- 2 前項の規定に関わらず、国際青年会議所、日本青年会議所、北海道地区協議会等の行事に出席した場合であって、自ら会費徴収手続前に専務理事に対して申請を行い専務理事によって公務による欠席と認められた場合には、特別負担金（ニコニコ金）を徴収しない。
- 3 妊娠出産にあたり出席が困難な場合であって、専務理事に対して申請を行い妊娠出産による欠席と認められた場合には、特別負担金（ニコニコ金）を徴収しない。

## 第 6 章 室 及 び 委 員 会

(室、委員会)

第 2 3 条 定款第 3 8 条に基づき本会議所に室及び委員会を設置する。また、必要に応じて室に所属しない会議を設置することができる。

- 2 室及び委員会の名称、主たる業務、数は理事長がこれを定める。
- 3 室に属しない会議の名称（会議体又は塾）、主たる業務、数は理事長がこれを定める。

(事業)

第 2 4 条 委員会は総会において承認された年間事業計画に従って事業を行う。なお、個々の事業は、理事会の承認を得た事業計画書に従って実施しなければならない。

(役員)

第 2 5 条 理事長、副理事長、専務理事、常任理事、監事は、原則として委員会及び会議に所属しない。ただし、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、監事は、委員会及び会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会の開催)

第26条 委員会は、委員長が年12回以上招集して開催し、速やかに議事録を作成して指定された方法で事務局に提出しなければならない。

(特別委員会の設置)

第27条 理事長が必要と認めた場合、理事会の承認を得て特別委員会をおくことができる。特別委員会については、第25条本文を適用しない。

## 第 7 章 次年度予定者会議

(次年度予定者会議の設置)

第28条 本会議所は、任意の機関として、次年度理事予定者会議（以下「予定者会議」という）を置くことができる。

2 予定者会議の設置は、総会で承認された次年度理事長予定者が決める。

(予定者会議の構成)

第29条 予定者会議は、総会で承認された次年度理事長予定者の指名を受けた全ての次年度理事候補者又は予定者（以下、次年度理事候補者及び次年度理事候補者を「予定者」という）をもって構成する。

(権限)

第30条 予定者会議は、当該年度は一切の権限を有しない。

2 予定者会議は、次年度の本会議所の運営方針、事業計画及び業務の執行案を策定し、当該年度の総会の承認を受けなければならない。

(招集)

第31条 予定者会議は次年度理事長予定者が招集する。

2 その他招集の方法は定款33条の規定を準用する。なお「理事長」を「理事長予定者」、理事会を「予定者会議」、「理事」を「予定者」と読み替える。

(議長及び決議)

第32条 予定者会議の議長の選出及び決議の方法については、定款34条及び定款35条の規定を準用する。なお「理事長」を「理事長予定者」、理事会を「予定者会議」、「理事」を「予定者」と読み替える。

## 第 8 章 褒 賞

(褒賞)

第 3 3 条 本会議所はメンバーの資質向上及び本会議所の目的を達成するために褒賞を与えることができる。

(褒賞の対象)

第 3 4 条 褒賞の対象者は次のとおりである。ただし、理事、議長及び次年度の委員長予定者は褒賞の対象としない。

- (1) J C 運動に顕著な功績のあった会員
- (2) 当該年度の例会及び特別事業に 1 0 0 % 出席した会員
- (3) 当該年度の例会、特別事業、委員会及び会議並びに世界会議、A S P A C、全国大会、各地区大会等、J C 公式行事への出席率が優秀な会員
- (4) その他、褒賞要綱に定めた資格を有する会員

(褒賞特別委員会)

第 3 5 条 褒賞特別委員会の委員長及び委員は理事長が指名し理事会において承認した会員がこれにあたる。

2 褒賞特別委員会は、褒賞の対象者を審議し、決定する。

(感謝状)

第 3 6 条 本会議所は功績のあった当該年度の正会員に対し感謝状を贈ることができる。

## 第 9 章 会費及び入会金

(会費及び入会金)

第 3 7 条 会費及び入会金は次のとおりとする。ただし、年度途中にて入金する会員の会費は理事会の定めるところによる。

入会金 金 5 0, 0 0 0 円 会費 金 1 5 0, 0 0 0 円

シニアクラブ会員会費は次の通りとする。(終身会費)

(ただし、シニアクラブ入会金は資格取得年度に納入するものとする)

会費 金 5 0, 0 0 0 円



(会費の納入)

第38条 会費は、年2回前期と後期の納入とし、指定の期日までに納入しなければならない。

- 2 正会員が会員資格規程別表督促手続に従った督促を受けたにもかかわらず会費を納入しないときは除名することができる。

(会費の未納付)

第39条 納付期日を経過した会費は、退会の申し出があった場合においてもその徴収を免除しない。また、既納の会費はいかなる事由によるも返還しない。

(入会金)

第40条 新入会員の入会金及び当該年度の会費は入会年度の前期終了時までに納入しなければならない。

## 第 10 章 慶 弔

(慶弔)

第41条 本会議所の慶弔の基準は下記の各号のとおりとし、理事長の判断でこれを与えることができる。

- |                           |                 |         |
|---------------------------|-----------------|---------|
| (1) 結 婚                   | 正会員の結婚の場合       | 30,000円 |
| (2) 死 亡                   | 正会員の死亡の場合       | 50,000円 |
| (3) 正会員の配偶者及び両親、子供が死亡した場合 |                 | 10,000円 |
| (4) 見舞金                   | 正会員の病気、傷害、災害の場合 | 5,000円  |

(5) その他理事長が定めた場合

- 2 顧問、シニアクラブ会員及び職員の慶弔に関しては理事長においてこれを定める。
- 3 贈与金は適宜相当額の贈与品に替えることができる。

## 第 11 章 会員の届出義務

(会員の届出義務)

第42条 会員は、下記の各号に定める事項につき変更を生じた場合には速やかに事務局宛書面による変更届を提出しなければならない。

- (1) 職 業
- (2) 勤務先
- (3) 役 職
- (4) 勤務先名称
- (5) 勤務先所在地
- (6) 住 所
- (7) 電話番号
- (8) F A X 番号
- (9) メールアドレス

## 第 12 章 休会

(休会)

第43条 正会員がやむを得ない事由により長期間出席ができないときは、休会することができる。

- 2 休会に関する手続及びその他の事項については「会員資格規程」においてこれを定める。

## 第 13 章 雑則

(規程の改廃)

第44条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

## 附 則

この規程は一般社団法人札幌青年会議所の設立登記の日から施行する。